

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	鶴田町

鶴田町鳥獣被害防止計画

令和 2 年 3 月 3 1 日

<連絡先>

担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

鶴田町産業課
鶴田町大字鶴田字早瀬 2 0 0 - 1
0 1 7 3 - 2 2 - 2 1 1 1
0 1 7 3 - 2 2 - 6 0 0 7
tsu_info@town.tsuruta.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	青森県北津軽郡鶴田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹（ブドウ）	被害額238千円 被害面積5 a
アライグマ	果樹（ブドウ、オウトウ） 野菜（トウモロコシ）	被害額3.4千円 被害面積0.1 a
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
計		被害額241.4千円 被害面積5.1 a

(2) 被害の傾向

①カラス 主にリンゴ園におけるリンゴの袋剥ぎ被害や食害が発生している。
②アライグマ 主に6月から9月かけて農作物の食害が発生している。また、家屋への侵入事例も発生している。被害は水元地区が多い。
③ニホンジカ 農作物被害はないが、平成29年度に境地区で1頭捕獲されたことから、今後の農林業被害が懸念される。
④イノシシ 農作物被害はないが、近隣市町村で目撃情報が確認されていることから、今後の農林業被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①カラス

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害額	238千円	200千円
被害面積	5 a	4 a

②アライグマ

指標	現状値（平成３０年度）	目標値（令和４年度）
被害額	３．４千円	３千円
被害面積	０．１a	０．０８a

③ニホンジカ

指標	現状値（平成３０年度）	目標値（令和４年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

④イノシシ

指標	現状値（平成３０年度）	目標値（令和４年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑤計

指標	現状値（平成３０年度）	目標値（令和４年度）
被害額	２４１．４千円	２０３千円
被害面積	５．１a	４．０８a

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラスの捕獲については平成２７年度より猟友会五所川原支部に委託し、捕獲を行っている。 アライグマについては町で捕獲用の箱わなを準備し、農業者への貸出しを実施している。 また、捕獲された場合町職員がそれを引き取り、動物病院で殺処分を依頼している。	カラスの捕獲を実施すると、他地区へと移動するため、広範囲で捕獲を行う必要があるが猟友会会員の負担増や高齢化により出勤回数に限度がある。 アライグマは足跡や農作物への被害が発生しているため今後被害が増加する可能性がある。 また、箱わなを設置しても捕獲できない場合があり、利用者に適切な指導・助言が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	—	—

(5) 今後の取組方針

カラスについては、今後も青森県猟友会五所川原支部と連携し捕獲を行っていく。

アライグマについては、捕獲数が増加傾向にあり、効果的に捕獲できるよう、箱わな利用者に適切な指導助言を行っていく。

ニホンジカ及びイノシシについては、目撃情報を収集し、町内への定着を防ぐため必要に応じて、捕獲等の対策を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラスの捕獲は、青森県猟友会五所川原支部に委託する。

アライグマの捕獲は「鶴田町アライグマ防除実施計画」に基づき実施する。

ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

関係機関や団体と連携し、被害状況を把握、共有する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①カラス

今後、リンゴ等への被害の増加が見込まれることから、対策を強化することとし、年間捕獲計画数を120羽とする。

捕獲実績 平成28年度 84羽 平成29年度 129羽
平成30年度 113羽

②アライグマ

近年アライグマの目撃や捕獲数が増加傾向にあるため、可能な限り捕獲する。

捕獲実績 平成28年度 10頭 平成29年度 25頭
平成30年度 20頭

③ニホンジカ

農林業被害防止のための予察を含め、可能な限り捕獲する。

④イノシシ

農林業被害防止のための予察を含め、可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
カラス	120羽	120羽	120羽
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて、捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鶴田町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

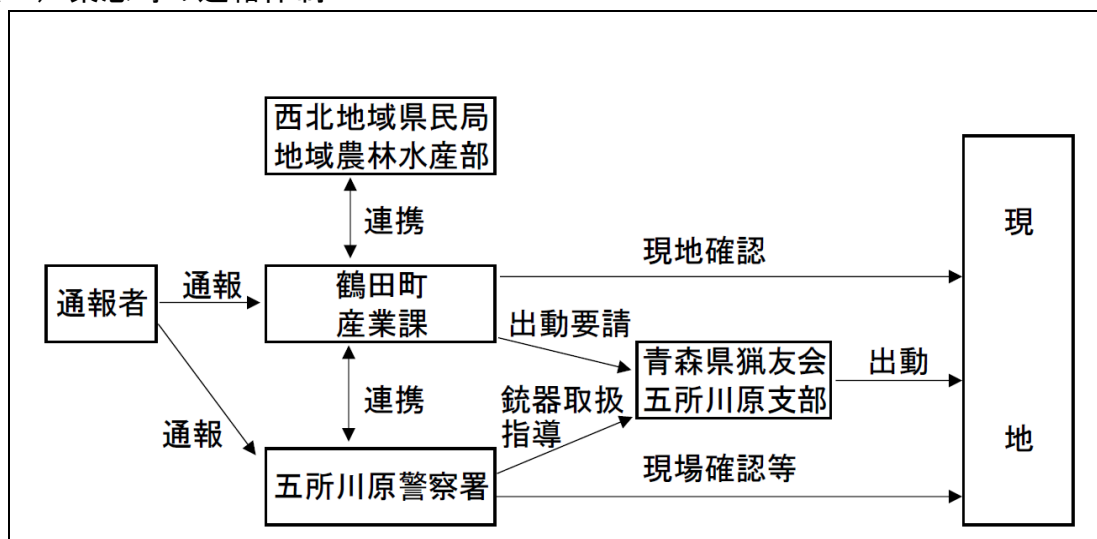
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鶴田町産業課	防災無線等を利用し町民へ周知するとともに、県及び警察、猟友会と連携した対応をとる。
西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	町と連携した対応をとる。
青森県猟友会五所川原支部	町と連携し、緊急捕獲等の対応をとる。
五所川原警察署	銃器等の取り扱いに関する助言指導を行うとともに、町と連携した現場確認等の対応を取る。

※鶴田町鳥獣被害対策実施隊が設置された場合には、猟友会を実施隊に読み替える。

(2) 緊急時の連絡体制



※鶴田町鳥獣被害対策実施隊が設置された場合には、猟友会を実施隊に読み替える。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鶴田町アライグマ防除実施計画書」に基づき、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、鶴田町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である鶴田町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6の通り適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鶴田町鳥獣被害対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
鶴田町産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課・農業普及振興室	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導、助言を行う。
五所川原警察署	銃器等の取り扱いに関する指導、助言を行う。
つがるにしきた農業協同組合	対象地域を巡回し営農指導、情報提供を行う。
青森県猟友会五所川原支部	対象鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北津軽森林組合	林業被害に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鶴田町鳥獣被害対策実施隊の設置について、青森県猟友会五所川原支部と協議の上、設置時期、規模、役割について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、鳥獣対策を一体となって推進していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣に関する情報提供等、隣接する市町村や関係機関との連携を図っていく。